

令和4年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（暫定税率の延長）

要望元：経済産業省製造産業局素材産業課

厚生労働省医政局経済課医療用物資等確保対策推進室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		手袋（厚さが 0.2 ミリ未満のものに限る。）のうち塩化ビニルの重合体製のもの （以下、「PVC 手袋」という。）									
改正要望の内容		関税暫定措置法において、令和4年3月31日に適用期限が到来する PVC 手袋について、関税無税化を延長。									
税 番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考	
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵			
3926.20	011	手袋（塩化ビニルの重合体製 のもので、厚さが0.2ミリメ ートル未満のものに限る。）	5.8%	無税	無税	5.8%	無税	無税	4.8%		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和4年4月1日から令和5年3月31日まで									
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>PVC 手袋は、医療・介護福祉現場で日々大量に使用される重要な個人防護具（PPE）の1つであり、感染症対策や汚物処理等の様々な場面で使用がされている。このような製品特徴から、安価に生産可能な中国等への生産拠点集中が起きている。</p> <p>また、我が国はほぼ全量を輸入しており、2021年1～4月の貿易統計によれば、約8割弱が中国からの輸入となっている。</p> <p>② 問題点</p> <p>PVC 手袋を調達する各社へのヒアリングによると、新型コロナウイルスの影響が顕在化する前の令和元年12月頃では中国製造業者からの調達価格は1,000枚当たり15ドル前後で推移していたが、顕在化後急激に値上がりし、令和2年7月においては50ドル前後まで上昇した。令和3年6月現在、値上がりは止まっているが、引き続きコロナ前に比べると高い状況。</p> <p>PVC 手袋を調達する各社が、調達価格を小売販売価格に転嫁した場合において、顧客である病院や介護福祉施設等では価格の高騰により、必要量が購入できないおそれやコスト増加による経営への影響も考えられる。</p>									
改正の必要性と目的達成の見通し		<p>① 改正の方向性</p> <p>各国でいまだ新型コロナウイルス感染が収束しない中で、PVC 手袋の世界的な需要増による価格高騰は今後も継続が見込まれることから、我が国において PVC 手袋を真に必要とする医療・介護等の現場への安定供給のため、関税負担を軽減する必要がある。</p>									

	<p>一方、今後も全量の海外依存を継続すると緊急時に必要な数量の調達が可能となる。このため、将来的には調達先の多様化においてバランスさせていく方向であり、今後出てくる可能性のある国内産業の保護の観点からも暫定無税の延長をお願いするもの。</p> <p>② 改正目的達成予定時期 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>PVC手袋の価格高騰及びその供給に懸念がある中、当該関税が無税化されれば、輸入業者はその分PVC手袋を安くユーザーに届けることが可能となり、国内におけるPVC手袋の円滑な供給に貢献する。</p> <p>また、PVC手袋の主なユーザーは医療・介護福祉施設であり、これら施設は衛生面確保の観点から一作業ごとに基本PVC手袋を使い捨てるため大量のPVC手袋が必要。コロナ禍により、医療・介護福祉施設の経営も著しく厳しくなっている中、PVC手袋の価格高騰は負担となっており、関税無税化によりこれら負担の軽減が期待できる。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>令和3年7月時点で、国内でPVC手袋の生産ラインを保有しているのは1社のみだが、個別注文が入った場合のみ生産している。平時に製造する国内生産者は存在しないため、国内産業への悪影響はないと考えられる。</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>改正によって期待できる効果が大きく、悪影響はないため、妥当である。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>PVC手袋の調達価格の軽減は、医療・介護等の現場での安定供給に繋がるため、我が国の医療・介護提供体制の確保に有効である。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>特になし。</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。令和3年6月17日変更）では、PVC手袋を含む医療資材を医療機関に円滑に提供できる体制を確保することとされている。関税無税化により価格の高騰を緩和することで、輸入業者がPVC手袋をより安く医療機関に供給できるようになり、医療資材の円滑な提供に資すると考えられる。</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項 (4) 医療等</p>

	<p>⑤ 医療物資の確保のため、政府と都道府県等、関係機関は協力して、次のような対策を講じる。</p> <p>・政府及び都道府県は、医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。</p> <p>④ 関連措置</p> <p>新型コロナウイルスによって平時より増加した医療・介護福祉現場の需要分については、政府調達を進めており、それら使い捨て手袋については「新型コロナウイルス感染症対策に係る救援物資」として優先通関の対象になっているため、関税定率法第 15 条第 1 項第 3 号の適用により、令和 2 年 4 月頃から関税が免除されている。</p> <p>また、PVC 手袋の統計分類が存在せず、正確な輸入量・金額を把握できない状態にあったため、令和 2 年に輸出入統計品目表を改正し、PVC 手袋の細分を新設した。</p> <p>令和 2 年 11 月の オタワグループ閣僚級会合では、必要不可欠な医療関連物資を確保するために各国が取るべき行動として「貿易と健康イニシアティブ」が取りまとめられ、その中にはコロナ関連の必需品の関税削減・撤廃への努力（関税撤廃・削減の範囲や実施方法は各 国が自由に決定）が記載されている。</p>
--	--

○ 改正経緯

これまでの改正状況	令和 3 年度の 1 年間暫定的に無税化
措置による効果	PVC 手袋の関税が暫定的に無税となることで、医療・介護福祉施設における PVC 手袋の不足が緩和されたとともに、コロナ禍で PPE の購入量が急増している医療機関の負担が軽減された。